平成２５年（フ）第４１号
山口県下関市清末本町10番９号、前住所山口県下関市王喜本町３丁目７番33号
債務者　松原　　章
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　朋絵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１号
北海道空知郡南幌町緑町４丁目３番13号
債務者　傳庄　孝志
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２５号
北海道美唄市東６条北３丁目１番15号
債務者　笹森　　哲
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第２８号
北海道岩見沢市緑が丘１丁目94番地14
債務者　松浦亜希子（旧姓土肥）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３１号
北海道岩見沢市栗沢町美流渡本町50番地27
債務者　山下　五郎
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４９号
北海道白老郡白老町字虎杖浜183番地70　ハイツ虎杖106号室、前住所札幌市南区定山渓温泉東４丁目303番地１　はまなすマンション807号
債務者　山田　浩之
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
北海道室蘭市港北町５丁目86番地
債務者　佐藤　淳一
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第２号
北海道増毛郡増毛町南畠中町７丁目85番地の１
債務者　石川　慈子（旧姓三藤）
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２５年（フ）第１１号
新潟県上越市北本町１丁目２番８号ロワヴェール102号
債務者　佐藤　政孝
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１４号
新潟県上越市大字大貫3977番地７、前住所新潟県妙高市大字飛田新田62番地３
債務者　井中　正男
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１５号
新潟県上越市北本町１丁目２番８号　ロワヴェール102号
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第１６号
新潟県上越市春日新田１丁目14番34号　ハイツ甲子105号
債務者　角張　忠幸
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２３号
新潟県上越市吉川区原之町1622－３、住民票上の住所新潟県上越市吉川区原之町1417番地の甲
債務者　市村　良男
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第２７号
新潟県上越市大潟区渋柿浜213番地11
債務者　石山　　淳
1　決定年月日時　平成25年５月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２５年（フ）第６１号
香川県高松市三条町106番地10　アーデンヒル201号室
債務者　南田　数馬
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１０２号
香川県高松市六条町1183番地６
債務者　小田奈々子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第７３号
長崎県長崎市葉山１丁目７番８―402号
債務者　山口　　勉
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係